

第75回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

令和5年12月21日 開会

伊方町議会

第 75 回伊方町議会定例会会議録(第 2 号)

招集年月日	令和 5 年 12 月 21 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会 (開議)	12 月 21 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 6 番 清家慎太郎 8 番 山本 吉昭 9 番 小泉 和也 10 番 中村 敏彦 11 番 吉川 保吉 12 番 阿部 吉馬 13 番 菊池 隼人
欠席議員	7 番 福島 大朝
欠 員	14 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 上田 時茂 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 長 寿 介 護 課 長 井上 操 農 林 水 産 課 長 林 栄作 観 光 商 工 課 長 三好 要 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 建 設 課 長 寺谷 哲也 会 計 管 理 者 谷口 良二 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 中 央 公 民 館 長 三好 利文
町長提出議案の項目	議案第 108 号 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算 (第 6 号) 議案第 109 号 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議案第 110 号 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議案第 111 号 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) 議案第 112 号 令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 1 号) 議案第 113 号 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設指定管理者の再指定について 議案第 114 号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について 議案第 115 号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件 公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 観光事業対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)

会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則第127条)	
	1番 田村義孝議員	2番 加藤智明議員

伊方町議会第 75 回定例会議事日程（第 2 号）

令和 5 年 12 月 21 日（木）
午前 10 時 00 分 開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）（議案第 108 号）
- 第 3 令和 5 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（議案第 109 号）
- 第 4 令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）（議案第 110 号）
- 第 5 令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（議案第 111 号）
- 第 6 令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）（議案第 112 号）
- 第 7 瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設指定管理者の再指定について（議案第 113 号）
- 第 8 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について（議案第 114 号）
- 第 9 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について（議案第 115 号）
- 第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 11 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 12 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 13 公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 14 観光事業対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

1 閉会宣告

再開宣告（10時00分）

○議長（菊池隼人） おはようございます。これより、伊方町議会第75回定例会を再開いたします。欠席議員は、福島大朝議員1名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（菊池隼人） 「議事日程報告」を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してありと
おりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（菊池隼人） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、14日の本会議と同様、1番 田村義孝議員、2番 加藤智明議員を指名いたします。

議案第108号

○議長（菊池隼人） 日程第2「令和5年度伊方町一般会計補正予算（第6号）」議案第108号を議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 議案第108号、令和5年度伊方町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し
上げます。

歳入歳出それぞれ8,420万8千円を減額し、総額を119億7,988万8千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして職員人件費については、人事院及び愛媛県人事委員会勧告に基づ
く給与改定の増額分として3,775万5千円を計上いたしております。

2款総務費については、住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正に伴う電算システム改修費1,397万
円を計上いたしております。

3款民生費については、物価高騰の影響を受ける低所得世帯に対し、1世帯あたり7万円を給付
するための物価高騰対応重点支援事業1億6,334万1千円を計上いたしております。

4款衛生費については、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定への繰出金1,289万円を計上
いたしております。

6款農林水産業費については、柑橘選果の省人化を実現するための、作業効率の良い選果機の導
入経費への補助金として、1億2,900万円を計上いたしております。

8款土木費については、事業費の減額及び事業の見直しに伴い、道路新設改良費を3億2,386万

円減額いたしております。

9 款消防費については、地区からの防火水槽新設要望に対応するための、測量及び地質調査にかかる経費に 416 万 9 千円、また、防災行政無線屋外拡声子局を移設するための経費に 545 万 1 千円を計上いたしております。

11 款災害復旧費については、今年、夏の梅雨前線豪雨により被災した、川永田黒岩農道の復旧事業費 993 万 7 千円を計上いたしております。

以上、歳出の主な内容の説明といたします。

これに対します歳入の主なものは 10 款地方交付税、1 項地方交付税については、特別地方交付税 1,000 万円を増額いたしております。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金については、物価高騰に対応するための追加給付金の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 6,334 万 1 千円、住民基本台帳及び戸籍システムを改修するための財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,397 万円、道路新設改良費の事業費減に伴い、道路構造物維持管理補助金を 1 億 2,600 万 3 千円減額いたしております。

15 款県支出金、2 項県補助金については、産地生産基盤パワーアップ事業補助金 1 億 2,600 万円を計上いたしております。

18 款繰入金、2 項基金繰入金については、歳入歳出予算の調整を行うため、財政調整基金繰入金 3 億 3,631 万 5 千円を減額いたしております。

20 款諸収入、7 項雑入については、後期高齢者療養給付費精算額 1,447 万 1 千円を計上いたしております。

21 款町債、1 項町債については、亀ヶ池温泉再建事業に充当するための単独災害復旧事業債 2 億 380 万円を計上いたしております。

以上、令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）の主な内容の説明とさせていただきます。

なお、詳細について、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） お諮りいたします。審議の方法は、歳入、歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）

異議なしと認め、歳出から項を追って、審議を進めてまいります。頁番号は右下となります。予算書の 17 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費 （17 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費 （17 頁～20 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費 （20 頁～21 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費 （21 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

- 1 項 社会福祉費 (22 頁～23 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 児童福祉費 (24 頁～25 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 老人福祉費 (25 頁～26 頁) 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

- 1 項 保健衛生費 (26 頁～28 頁) 質疑ありませんか。

○議員（中村敏彦） 議長

○議長（菊池隼人） 中村議員

○議員（中村敏彦） 斎場費ですが、佐田岬斎場においては、火葬する時間が決まっているという話を聞きました。また、伊方のある時なんかは、「早くしてくれ、間に合わなくなる」というような話で、火葬を凄く急かされたりと、佐田岬斎場が、非常に使いにくいというお話を聞くんですけど、これは町としてはどのようにお考えか。

火葬する時間等が決まっているかどうか、お聞きしたいです。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 火葬の執行につきましては、時間等は定められておりまして、佐田岬斎場でしたら、8時半スタートだったと思います、伊方斎場も同じです。

1 体の処理の時間が数時間掛かりますので、そのサイクルで1日に火葬ができる人数というのは決まっております、変更というのは、業者が1業者ということもありまして、すごく難しいところであります。

以上です。

○議員（中村敏彦） 議長

○議長（菊池隼人） 中村議員

○議員（中村敏彦） 最初の使用始めが、8時半というのは分かるんですけど、その間に10時とか12時とかいうようなことも、決まっているという話も聞きます。火葬のお願いに行った時にも、「その時間はできません」とか、「他にもあるので」というようなことで、断られたという話も聞くんです。大事な人が亡くなったの、葬儀の火葬になるので、なるべく住民の方々の意向に添えるような、指導をしていただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

今、火葬している会社に聞けば「してますよ」という話にはなると思うんですけど、住民側としてそういう話が出ていますし、使っているセレモニーとか、JAの葬祭センターの係の人からも、そういう話もしていますので、事情聴取というか、もう1回話を聞いて、使いやすいような、そういう火葬システムにしていきたいんですが、いかがですか。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 只今のご質問、ご提案ありましたけども、業者の方に確認しながら、効率の良い火葬の執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他に質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

2項 清掃費 （29頁） 質疑ありませんか。

6款 農林水産業費

1項 農業費 （29頁～31頁） 質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 30頁の3目の農業振興費。これのですね、18節。先程、町長も言われました、産地生産基盤パワーアップ事業付託金補助金及び交付金の方ですが、これの内容の説明を、ちょっとお願いしたいです。

○農林水産課長（林栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林栄作） 産地生産基盤事業パワーアップ事業についてご説明いたします。

この事業は、事業取組主体というものがあまして、それは株式会社ニューズでございます。この取組主体は申請がありまして、事業実施主体伊方町地域担い手支援総合協議会というのがありまして、そこに話がありまして、そこから事業計画を、国に提出することになっております。

中身につきましては、既存選果施設が、サイズを選別したり、機械が手直し式で、作業性が悪く、職員の数値化ができない。そこで、超人的な選果の実現及びファンの拡大や、共産、販売または、柑橘を民地活性化に繋げるため、共産センターを備えた作業効率の良い選果機を導入するものでございます。国費が1/2でございます。

町といたしましては、国費に対しての、上乘せの補助を行うものでございます。

以上です。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 国費1/2で、後の1/2の部分を、ということですか。それと、農協共選の方だと思うんですが、その農協関係、あるいは組合の方々の負担とかはどうですか。そこも、ちょっとお聞きしたいんですが。

○農林水産課長（林栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林栄作） 事業費の総額は2億7,720万ですけれども、全域で5億5,200万になりまして、その内の半分は国費1億2,600万円になります。それから町の方が300万です。残りは事業の取組主体の融資になります。生産者等の負担金等はございません。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） ちょっと聞き取りにくかったんですが、要するに、生産者に対して負担はないということですよね。

それと、事業主体は農協関係ではないという理解でよろしいですか。

○農林水産課長（林栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林栄作） はい、そのとおりです。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 農業公園費のですね、12節の委託料、瀬戸のアグリトピアの宿泊の設計業務委託なんですが、減額になっているんですけど、これは将来的にどのような方向になっておるのか。

この設計をやらないということであれば、現在、使用してないとこの宿泊棟については、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○農林水産課長（林栄作） 議長

○議長（菊池隼人） 農林水産課長

○農林水産課長（林栄作） 瀬戸のアグリトピアの設計業務委託の減額につきましては、入札の減額です。只今、5棟腐食が激しいことにつきまして、業者に設計の委託を上げております。まだ詳細が決まっておりませんので、発表することができません。また、決まりましたら、理事者との相談をいたしまして、全協等で説明をしたいと思っております。5棟の設計の委託料です。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

2項 林業費 （31頁） 質疑ありませんか。

3項 水産業費 （31頁） 質疑ありませんか。

7款 商工費

1項 商工費 （32頁） 質疑ありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 2節9条のどこなんですけど、観光商工会に、何年か前に、振興官として就任された方がおられたと思うんですけど、その方というのは、今、どんな仕事をされているのか、ちょっとお伺いします。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） お答えいたします。

今、伊方推進官の太田課長さんになるんですけども、今、インバウンドの関係で、そうした内容の仕事をしています。先般、大阪で開催されました、商談会におきまして、そういうようなことで伊方町の詳細についての情報もお話しました。

また、現在はインバウンドについて、伊方町でどのような取り組みが実際にできるか、それにつかまして調査をしている状況になります。

以上になります。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 現在は、インバウンドについて取り組んでいるということですけど、見るからにこれで1日過ごすっていうのは、1年間の業務日数を過ごすのは、かなり余裕があると思うんですよね。

観光商工課は、慢性的にやっぱり人員不足というのがあると思います。こういうインバウンドのみの仕事だけじゃなくて、一般の業務も受けてもらったら、他の職員の方の負担も減って、また、観光商工に力を入れられるんじゃないかと思うんですけど、その辺りの検討というのはどうでしょうか。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 業務内容につかまして、内部で精査等々行いまして、また、理事者の、ご判断を伺いながら、観光商工全般の業務を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 太田国際観光推進官でございますけど、現在、インバウンド観光推進以外にも、各旅館・民宿、現在は主に旅館でございますけれど、そこの調査に入っております。旅行商品化を図っていくうえで、旅館・交通、こういったところの、きちりとしたフォーマットを作りまして、旅行会社にアプローチする必要がございます。その業務も行っていただいております。

インバウンド観光につかましては、ツーリズムエキスポへの参加だけではなくしてですね、現在、英語版のプレゼン資料、佐田岬インバウンド観光プレゼン資料を作りまして、欧州、ヨーロッパの方ですね、そしてアジア、これにつかましては、台湾、香港、そして韓国、こういったところにアプローチしていくというふうになっております。インバウンド観光、アウトダウン推進等、太田氏の方で進めてもらっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（菊池隼人） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 旅行・交通の調査とか、プレゼン資料とか言われてましたが、これらを聞いても、一般の職員の方と比べると、やはり仕事量が少ないと感じます。能力的にもかなり時間に

余裕があると思うので、やはり先程、少し提案させていただいたように、他の職員の方、本当に手一杯、手が足りないくらい仕事がありますので、少し一般の業務も受けていただいて、旅館言うても、もう伊方町、何件もないと思います。

プレゼン資料で1日、7時間、8時間、年間200日使うというのも、それもちょっと、かなり余裕があると思います。もう少し、他の職員の方の負担軽減をして、伊方町の観光振興の為にも一般の業務も受けていただいて、他の職員の方に余裕を持っていただき、観光業務に力を入れていただくような形をとっていただければと思うのですが、最後もう1回、お伺いします。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 太田観光推進官の、今後の業務につきましては、町長に相談しながら、十分観光推進に尽力をしていただけるような、そういうふうな取り組みをしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 観光交流施設佐田岬はなはなの、外のトイレについてなんですが、町民の方から「長い間閉まっているんで、不便で仕方がない」というお話を聞くのですが、どういう理由で閉まっているのか、再開の目途はどのように考えているのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（菊池隼人） 只今の質問に対する答弁を認めます。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 今程のご質問の、はなはなの件になりますけど、これにつきましては、指定管理者の方から話がありまして、これまで10月までやっていた委託業者の方が、業務上できないと話がまいました。それに伴いまして、現在、11月からですけど、使用の方をできないようにしております。

今のところ、三崎地域、町内業者の方の清掃ができる業者の方を、指定管理者の方が当たってはいるんですけど、現状として見つかっておりません。そういう中で、使用ができないというような状況になっております。見通しにつきましては、業務ができる業者等をあたって、再開を進めていくということで報告を受けております。

以上です。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） 外のトイレは、元々ふれあい岬さんがされていました。今は、ふれあい岬さんは、中のトイレの掃除をされているというように、お伺いしております。

例えば、ふれあい岬さんとか、ワークいかたさんとかも、現状、掃除か何かの形で入られていると思うのですが、その辺りも業務が手一杯で中々難しいというような状況なんではないでしょうか。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 今のお話にありました、2つの事業者さんなんですけど、指定管理の方からもお話もいっております。町の方からも、再度業務の方、継続できないかというお話をしているんですけど、現状2業者につきまして、やっぱり業務が手一杯なので難しいという回答をいただいております。

以上です。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（菊池隼人） 田村議員

○議員（田村義孝） そうですね。中々、やっぱり人手不足の問題があると思うのですが、四国の西の玄関口、伊方町の顔でもあります。私もして下さる方がいないかどうか、当たってみるんですが、やはり町の顔でもありますので、早期に再開していただけるように、ご助力をしていただきたいと思います。

○議長（菊池隼人） 只今の質疑に対する答弁を認めます。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 今程のご質問でございますけど、町としましても、指定管理者と協議しながらですね、町の観光の施設というところの中で再開ができるように、丁重に努めてまいります。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議長（阿部吉馬） これは関連になるのか心配しているんですけど、観光振興費あるいは観光施設費、ここの分で、ちょっと只今の質疑と関連しているんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（菊池隼人） 内容を教えてください。

○議員（阿部吉馬） 内容的にはまず1点は、ここの管理運営の業務委託はどこなのか、中心は「はなはな」なのか、「観光公社」なのかという点でございます。

もう1点は、観光公社としての仕事内容等々で、お聞きしたいことがあるのですが。

○議長（菊池隼人） 観光公社の業務の分は、トイレの関連でかまいませんけれど、観光公社の内容とは。

○議員（阿部吉馬） 観光公社の内容というのは、いわゆる観光で、先程、副町長の方からインバウンドの話が出ました。しかし、看板がない。観光案内地図というんですか。町内の観光施設、「こ

ことここがこのようになっています」、「ここには食品関係があります」という地図です。道案内の道路マップみたいなものが、観光公社にはずっとないんですよ、そこをお聞きしたい。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

（休憩 10：29～10：30）

○議長（菊池隼人） 再開いたします。

○観光商工課長（三好要） 議長

○議長（菊池隼人） 観光商工課長

○観光商工課長（三好要） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、トイレの管理になります。トイレの管理につきましては、指定管理の方の委託の方になります。

2点目の、観光公社の案内等についての看板につきましては、現在のところ、明記した看板というのはありませんので、検討したいと思います。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（菊池隼人） 副町長

○副町長（濱松一良） 観光公社の案内所には、観光のパフレットを色々置いております。その中に、いわゆるコース案内といったものも入っております。そういったものを活用しながらですね、観光所の職員が紹介をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（菊池隼人） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 確かに、パンフレットはそれぞれ置いてあります。

だけど、例えば、フェリー客が時間待ちの時に、観光公社の周りを歩いた時に、1つの看板があれば、マップがあれば「ああ、ここからここに行けるんだ」とか、そういう発想ができる。わざわざ中に入って説明を受けなくてもいいように、外に三崎の地図が必要なんじゃないかなと、私は思います。

以前の観光事務所の前には、そういうのを付けておりました。そういった伊方町の、三崎の観光案内の地図を作って、一目でわかるような、手間を取らずに分かるような形をとるのが、受け身の立場でやるべきではないのか。「あなた方聞きたいんやったら、事務所に入って聞いてくださいよ」という姿勢とは違うんじゃないかなと、私は思うんですが、再度お尋ねいたします。

○副町長（濱松一良） 内容について良く分かりました。

現在、道の駅とか瀬戸展望所、そういったところには案内板は置いてありますけれど、はなはな、こういったところにもどういふふうな形でやっていったらいいのか。これは、DMO、観光公社と相談しながら、できるだけ早く進めたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

8款 土木費

- 1項 土木管理費 (33頁) 質疑ありませんか。
- 2項 道路橋梁費 (33頁) 質疑ありませんか。
- 3項 港湾費 (34頁) 質疑ありませんか。
- 5項 公園費 (34頁) 質疑ありませんか。
- 6項 公共下水道費 (34頁) 質疑ありませんか。

9款 消防費

- 1項 消防費 (35頁) 質疑ありませんか。

10款 教育費

- 1項 教育総務費 (35頁～36頁) 質疑ありませんか。
- 2項 小学校費 (36頁) 質疑ありませんか。
- 3項 中学校費 (37頁) 質疑ありませんか。
- 4項 社会教育費 (37頁～39頁) 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 先般の全員協議会の席で、野球場をですね、民間のそういう施設にという説明があったんですけども、野球場っていうのは所管が教育委員会の区分なんですけど、教育委員会の見解といいますか、そこらはどの様になっているのか、お伺いします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） 野球場に関する件の見解でございますかね。

この件につきましては、教育委員会で現在、どのような形でこの話が推移するかというのは、審議会、委員会の方で検討している内容でございます。これにつきまして、現段階で、教育委員会としてお答えするという事は中々難しいと思います。

結論が出ました時に、町民の皆さんに色々支障がないような、そういうような対応をしていきたいと思っております。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） 全員協議会の席で、そういうものが出るっていうのは、当然、所管である教育委員会の承諾とか、そういう話が合って、当然、それをクリアした中に出てくるのが、当たり前の話だと僕は思うんですね。だから、教育委員会のそういうところを、どういうふうに捉えておるのかをお伺いしております。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（菊池隼人） 教育長

○教育長（中井雄治） この件につきましては、教育委員会の許諾とか、そういったものについては、一切私の方では受けておりません。町の方針として、県有施設、それから、使わない施設につきましては、活用促進ということで方向が決まったところ、そういう提案があったということは伺っております。それを、認める・認めないというのは、まだ教育委員会の話ではないと、私は思っております。

そういうところについての意見聴取は、委員会とか色々な場で、情報提供という形で、教育委員会関係の、例えば、スポーツ推進委員会であるとか、そういうところで情報提供を行い、後は担当部署の方で、色々な意見を聴取するような形と伺っております。

以上です。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（菊池隼人） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） 瀬戸球場の件なんですけども、1件活用提案がありましたので、今、他の活用提案がないかと候補している段階です。

候補が終わりましたら、まず内部審査会。これは町の内部の審査会になんですけど、そこに向けて、決定していくことになります。

決定した場合には、PTA、学校関係者、スポーツ関係者に一同に集まっていただいて、説明会をするというような段取りにしております。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（菊池隼人） 山本議員

○議員（山本吉昭） スケジュール的には、今、課長が説明をされたので、大体分かりました。

私がちょっと引っ掛かるのは、全協でも申したように、廃校とか遊休地とか、そういう部分を一般の企業にというのは、当然、理解できるんですけど、現在、球場は使用しています。教育委員会の所管で行政の財産として、使用しているんですよ。

それを、そういう形で一般に貸し出すというのは、非常に私としては、違和感が物凄く残っているんですよ。当然、前段で教育委員会がそのことについて、やはりしっかりと話を決めて、その後、この話が出るんなら、それはそれで順序としていいのかなと思います。十分と逆じゃないかなと、一番大事なところが抜けて、どんどん前に出ていってしまうというのは、私は凄く違和感が残っているんです。

それで、教育長にお伺いしたんです。実際には、教育委員会でそういうのを諮って、行政の財産である、教育委員会の所管である球場についてどうするのか、そこらの1つの承諾があって、前に進むべきだと思うんですけど、そこらを、もう1回お伺いいたします。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（菊池隼人） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 失礼します。

山本議員のご質問でございますが、教育委員会の手続き上の流れに関しましては、「先日、全員協議会で、その議題が提案されました」と、町と教育委員会が集まる会がありましたので、その場でとりあえずの情報提供をもらっております。

それから、今月 26 日開催予定の教育委員会定例会で、この議案についての資料を添えて、まず情報提供を行う予定です。

その後、町全体の施策上の判断を見ながら、最終的には条例改正が必要ということであれば、教育委員会の承認が必要になってまいります。そこが、最終のアンダーになるかと思えます。

以上です。

○議長（菊池隼人） 他、質疑ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今程の、政策課長さんからの発言を、僕なりに受け取ってみました。

先程、「こういうようなことをサミットに」ということだったんですけど、ということは、もうどっちにしろ「野球場はそういうふうな使い方をする」というようにしか、受け取れないんです。

さっきから、山本議員が言われていたように、教育委員会の所管の球場は、それでも町の方針として、民間に貸し出すというか、球場の今までの機能はなくしてしまうような判断で、進めていくのかどうか、お伺いいたします。

○総合政策課長（谷村栄樹） 議長

○議長（菊池隼人） 総合政策課長

○総合政策課長（谷村栄樹） 今、1 件の民間提案が出てきたということで、候補を掛けている状況でありまして、必ずしもこれができるということではありません。

瀬戸球場につきましては、現在、使用中ではありますけど、使用頻度が少ないと聞いております。主に使っているのが、町会の少年野球チームで、たまに使っているというようなことを聞いています。やはり、産業と雇用の創出と人口減少対策と考えた場合に、瀬戸球場を活用して、何かできないかというように思います。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（菊池隼人） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） さっきから言ってたとおり、ということは頻度が少ないからというような、分からなくはないんですけど、そういう全くの公共の場所を、例えば、頻度が少ないから民間にとというのは、あまりにも僕は、安易に考えているように思います。

やはりまだ、現存の中学校は、同じような敷地にあって、一般道の出入り口は 1 カ所です。まだ、中学校が閉校決まったわけでもない。先般の説明の中で、「中学校はいずれ場所をまた策定していく、瀬戸はまだ消えてしまっていない」というようなことを、僕は聞いたような気がするんです。そういう場所で、やっぱり子供達に危険が伴うようなことを、するべきではないような気がするんです。

例えば、本当に閉校になって、使わんということであれば、またそれから考えていただければと、確かに、民間に提案して使ってもらうのは悪いことではないんですけど、時期尚早ではないかなと思うんですが、その辺りはいかがですか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） まず、ご理解をいただきたいのは、町が何かをしようということで、提案をしているわけではございません。民間から、提案制度に則って提案がございました。今、その段階でございます。

私は基本的に、事前の検閲はすべきではないと思っております。先程、山本議員からご質疑ございましたけれども、事前に教育委員会に諮ってと出すというのは、私は、後先逆ではないかなと思います。民間の提案は、まず全て受け付けて、そして広く町民の皆さんに、他に提案がないかを問いかけて、その後で、これを採択するかどうかを、内部協議。そして外部の議員の皆様方にもご判断をいただくということになっております。そのうえで、最終的に私の方で判断させていただきます。

今、まだその提案があったという段階で、賛否というのは私も言いませんし、議員の皆さん方にも、それぞれの思いがあるんだろうと思います。これから、そういった町民の皆さん方の声も聞いて、最終判断をさせていただきたいと思います。この場での、賛否はご意見としてお伺いはいたしますけれど、それ以上の答弁はできないということをご理解をいただきたい所存です。

以上です。

○議長（菊池隼人） 暫時休憩いたします。

（休憩 10：47～10：48）

○議長（菊池隼人） それでは再開いたします。

他、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

5 項 保健体育費 （39 頁～40 頁） 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

3 項 農林水産施設災害復旧費 （40 頁） 質疑ありませんか。

5 項 その他施設災害復旧費 （40 頁～41 頁） 質疑ありませんか。

13 款 諸支出金

1 項 普通財産取得費 （41 頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで歳入に入ります。10 頁をお開きください。

2 款 地方譲与税

4 項 森林環境譲与税 （10 頁） 質疑ありませんか。

9 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 (10 頁) 質疑ありませんか。

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (10 頁) 質疑ありませんか。

12 款 分担金及び負担金

2 項 負担金 (10 頁) 質疑ありませんか。

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (10 頁～11 頁) 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (11 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (11 頁～12 頁) 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

1 項 県負担金 (12 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (13 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (13 頁) 質疑ありませんか。

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (14 頁) 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金 (14 頁) 質疑ありませんか。

2 項 基金繰入金 (15 頁)

20 款 諸収入

7 項 雑入 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債 (16 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)。

次いで、表紙に帰って、「債務負担行為の補正、第 2 条、第 2 表」、第 2 表は 6 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)。

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正、第 3 条、第 3 表」、第 3 表は 7 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)。

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 108 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 108 号、令和 5 年度伊方町一般会計補正予算(第 6 号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 10:52~11:05)

議案第 109 号

○議長（菊池隼人） 日程第3「令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」議案第109号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第109号、令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,959万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ18億979万8千円とするものでございます。

直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ632万3千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4,445万円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、7頁をお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費は、人件費の清算見込みにより93万2千円減額、国保連合会電算調達負担金211万6千円増額、合計118万4千円を増額しております。

2款、1項、2目、療養費につきましては、遡及適用を受けた被保険者に係る医療費の給付分、359万3千円増額しております。

8頁をお願いします。

3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分につきましては、愛媛県からの確定通知に基づいて、182万3千円減額しております。

9頁をお願いします。

9款、1項、2目、償還金は、保険給付費等交付金の過年度分の精算分、158万7千円を増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。

1款、1項、1目、国民健康保険税は、昨年9月末に比べ、所得割額が増加したことと、7割軽減対象者及び5割軽減対象者が減となったため、472万7千円増額となっております。

4款、1項、1目、保険給付費等交付金は、普通交付金、療養費及び高額療養費の増とその他、令和4年度普通交付金の実績修正報告による増で、合計360万3千円の増額となっております。

6款、1項、1目、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分の増により、合計190万4千円増額。職員給与費等繰入金は、人件費の減により93万2千円減額。財政安定化支援事業繰入金は29万5千円減額、合計67万7千円を計上しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、27頁をお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費は、人件費の清算見込み及び施設修繕等により、21万4千円を減額しております。

2款、1項、3目、医薬品衛生材料費は、外来患者数の減により、184万円を減額しております。次に歳入について、ご説明いたしますので、26頁をお願いいたします。

1款、2項の診療収入の外来収入については、外来患者数の減により450万7千円を減額しております。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は、外来収入の減により、268万1千円増額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、34頁をお願いいたします。

1款、1項、1目、一般管理費は人件費の清算見込みによる405万8千円の増額及び、消防法改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられたことに伴い設計委託業務として405万9千円増額しております。

2款、1項、3目、医薬品衛生材料費は入院、外来患者数の増加により、200万円増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、32頁をお願いいたします。

1款、1項、入院収入は、患者数の増により、総額438万円増額しております。

1款、2項、外来収入も患者数の増により、総額592万8千円増額しております。

33頁をお願いします。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は、委託料の増により、405万9千円増額しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、41頁をお願いいたします。

2款、1項、3目、医薬品衛生材料費は、患者数の減により500万円減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、40頁をお願いいたします。

1款、2項、外来収入は、患者数等の減により、1,080万円減額しております。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は、外来収入の減により、615万円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第109号、令和5年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

議案第 110 号

○議長（菊池隼人） 日程第 4「令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 110 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（上田時茂） 議長

○議長（菊池隼人） 町民課長

○町民課長（上田時茂） 議案第 110 号、令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、350 万 5 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ、1 億 8,209 万 8 千円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、1 目、一般管理費は、人件費の清算見込みにより 40 万 5 千円増額しております。

2 款、1 項、1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの変更決定通知に基づき、保険料等負担金を 338 万円、事務費負担金を 53 万 8 千円、減額しております。

次に歳入でございしますが、5 頁をお願いいたします。

2 款、1 項、一般会計繰入金は、歳出の負担金の減額に伴い事務費分、保険基盤安定分あわせて 350 万 5 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 110 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号、令和 5 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 111 号

○議長（菊池隼人） 日程第 5「令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 111 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 111 号、令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,475 万 6 千円を減額し、補正後

の予算総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 283 万 6 千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 168 万 8 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,535 万円とするものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、7 頁をお願いいたします。

1 款 3 項、介護認定審査会費につきましては、人件費の精算見込みにより補正計上しております。

2 款 1 項、介護サービス等諸費から、8 頁の 6 項、特定入所者介護サービス等費につきましては、給付実績見込みにより補正計上いたしております。

9 頁 5 款 1 項、介護予防・生活支援サービス事業費から、10 頁の 3 項、包括的支援事業（社会保障充実分）につきましては、人件費及び事務費、事業費等の実績見込みにより補正計上いたしております。

11 頁 6 款 1 項、基金積立金につきましては、実績見込みにより、528 万 4 千円の増額を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。

4 款 1 項、国庫負担金から 6 頁の、6 款 2 項・県補助金までの各費目の補正額につきましては、いずれも、歳出に計上した介護給付費等の補正予算額に対しまして、各費目の補助率等を基に算出した補助金等を計上したものでございます。

補助金と同様に、一般会計負担分といたしまして、8 款 1 項、一般会計繰入金を、393 万 6 千円減額しております。

次に介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので 26 頁をお願いします。

1 款 1 項、介護予防サービス事業費につきましては、人件費、委託料の精算見込みにより 168 万 8 千円を減額しております。

これに係る歳入ですが、25 頁をお願いします。

1 款 サービス収入を実績見込みにより減額し、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金につきましては歳出に合わせまして、27 万 9 千円を減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 111 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 111 号、令和 5 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 112 号

○議長（菊池隼人） 日程第 6「令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）」議案第 112 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（菊池隼人） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 112 号、令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

表紙であります。第 2 条の収益的収入であります。第 1 款、第 1 項、営業収益に置きまして 398 万 2 千円減額し、第 2 項、営業外収益を 10 万円増額し、総額を 3 億 1,884 万 9 千円にするものです。

次に収益的支出ですが、第 1 款、第 1 項、営業費用を 920 万 8 千円増額し、総額を 4 億 26 万 6 千円にするものです。

次の頁をお願いいたします。

第 3 条の、議会の議決を受けなければ流用できない経費ですが、職員の人事異動に伴い、職員給与について、56 万 4 千円を増額しております。

次に予算に関する説明書の 1 頁をお願いします。

収益的収入ですが、第 1 款、第 1 項の営業収益については、実績見込みとして、398 万 2 千円を減額しております。

次に 2 頁をお願いいたします。

収益的支出ですが、第 1 款、第 1 項の営業費用については、主に南予水道事業受水費、材料費、人件費等の実績見込み 920 万 8 千円増額しております。

以下 3 頁から、補正予算実施計画書明細書を、6 頁以降からは、令和 5 年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 112 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 112 号、令和 5 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 113 号

○議長（菊池隼人） 日程第 7「瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設指定管理者の再指定について」議案第 113 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（菊池隼人） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 113 号、瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設指定管理者の再指定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、当該施設の指定管理業務の範囲が大幅に変更となることに伴い、指定管理者を再指定する必要があるため、伊方町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 8 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

伊方町在宅高齢者共同生活支援施設条例の規定に基づき、施設の効率的、効果的な運営を目指してまいります。

提案しております、指定管理者につきましては、株式会社悠遊社を再指定し、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間、施設の管理運営を委ねるものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 113 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 113 号、瀬戸在宅高齢者共同生活支援施設指定管理者の再指定については、原案のとおり同意されました。

議案第 114 号

○議長（菊池隼人） 日程第 8「愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」議案第 114 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 114 号、愛媛県市町総合事務組合理約の変更について、提案理由をご説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

本案は、組合の共同処理事務の内、別表第2第4項の日本国内で交通事故により、災害を受けた構成団体の住民又はその遺族生活の共済に関する事務について、いわゆる交通災害共済保険事務について、構成団体から脱退する大洲市を削除するものであります。

なお、この規約は、附則として令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第114号、愛媛県市町総合事務組合規約の変更について、原案のとおり可決されました。

議案第115号

○議長（菊池隼人） 日程第9「愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」議案第115号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（菊池隼人） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第115号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について、提案理由をご説明いたします。

令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体であります大洲市が、交通災害共済に関する共同処理事務構成団体から脱退することに伴い、この共同処理に係る同市の一切の財産については、令和6年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（菊池隼人） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第115号、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件・原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件・議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件・公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件・観光事業対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（菊池隼人） 日程第 10 から日程第 14 まで「各委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会運営委員長、原子力発電対策特別委員長、議会改革特別委員長、公共施設環境改善対策特別委員長及び観光事業対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、議会の運営に関する事項等について、継続調査の申し出がありました。

日程第 10 から日程第 14 までの 5 件を一括採決いたします。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（菊池隼人） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、会期中、慎重審議をいただき、ご提案申し上げました、全議案に対しまして、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受け止め、予算の執行等につきましては慎重を期してまいります。

また、年末年始を控え、寒さが一層増してまいります。議員各位におかれましては、健康にご留意され、町政発展のため、なお一層のご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（菊池隼人） これをもちまして、伊方町議会第 75 回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 11 時 33 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員